

非木造建築物の耐震診断助成について

耐震診断とは、

建物を詳細に調査し、調査結果から地震に対する強さを計算することです。耐震診断をきちんと行う事で、補強方法の効果を検討でき、無駄のない工事計画を作成することが出来ます。

耐震診断の実施方法

建築の専門家（1級建築士等）に依頼してください。

助成金の有無

有り：墨田区民間建築物耐震診断助成

※耐震診断助成を受ける場合、下記評定機関の評定が必要となります

助成対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工した非木造建築物（工業化認定住宅及び補強コンクリートブロック造を除く）

非木造建築物耐震診断助成金について

診断対象床面積	助成率	助成限度額	助成額
1,000 m ² 以内	1/2	50～153万円 ※2	・助成率で算出された額 ・助成限度額 いずれか低い額
1,000 m ² ～2,000 m ²	1/2	153～204万5千円 ※3	
2,000 m ² を超える	1/2	204万5千円	

※2、※3は、診断対象床面積により算出します。

※2 500,000 + (1,030 × 診断対象床面積)

※3 1,530,000 + (515 × (診断対象床面積 - 1,000 m²))

（助成に関する条件については、「耐震診断助成の申請手順と提出書類」をご確認ください。）

評定機関一覧

評定機関	・一般社団法人すみだまちづくり協会 ・東京都が耐震改修促進法第17条第3項における計画の認定を行う専門機関として指定されている機関
------	--